

第7章 基金における不服審査制度

第1 不服申立制度

行政庁の違法又は不当な処分等に関し、簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、行服法その他の法律は、国民に対して処分庁その他の行政機関に対して不服申立てができることと定めています(行服法第1条第1項ほか)。

地方公務員災害補償制度においても、公務上外の認定、通勤災害該当・非該当の認定、各種補償の支給・不支給の決定、補償の受給権者の決定等支部長が行う補償に関する決定(福祉事業に関する決定を除く。)については、不服申立てができることとされています(法第51条)。

行政不服申立てと行政事件訴訟は、国民の権利利益の救済を図ることを目的とすることにおいて共通しますが、前者が行政権の作用として、後者が不服を裁判所に訴える司法権の作用として行われるという制度上の差異があります。この両者の関係については、原則として、行政庁の処分不服があるときは、当該処分について行政不服申立てをすることができる場合であっても、直ちに取消訴訟を提起できることとされています。しかし、法律に不服申立てを前置すべき旨が規定されているときは、これに従わなければなりません(行訴法第8条第1項ただし書)。このような規定を定めている法律は多く、地方公務員災害補償法もその例に当たります(法第56条)。

また、この制度は、被災職員の権利の救済を迅速かつ公正に行うことを目的とした制度ですので、この事務に従事する職員は、法の趣旨を尊重し迅速な処理に努めなければならないと、また、審理関係人は、審理を迅速に行うとの認識を共有し、相互に協力しなければならない(行服法第28条)。

第2 支部審査会に対する審査請求

平成26年6月13日に公布された行政不服審査法(行服法)では、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続の導入等が行われ、平成28年4月1日から施行されました。

本章における説明は、特に断りのない限り、改正後の行服法に基づくものです。

改正前の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく本章の内容については、「災害補償の手引」(平成26年12月)307頁以降をご覧ください。

1 地方公務員災害補償制度と審査請求

地方公務員災害補償制度では、支部長(処分庁)が行う補償に関する決定に不服がある場合は、支部に設置された第三者的審査機関である「支部審査会」に対して審査請求をすることができ、支部審査会の裁決に不服がある場合は、さらに基金本部に設置された審査会(以下「本部審査会」という)に対して再審査請求をすることができるという二審構造が採られています(法第51条、第52条)。

支部審査会及び本部審査会は、行服法第9条第1項第2号に掲げる機関とみなされており(法第51条第5項)、審査庁として審査請求の審理手続を行います(行服法第9条第3項、同法別表第一)。

なお、審査請求人は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、本部審査会に対して再審査請

求をすることができます。この場合、支部審査会は審査請求を棄却したものとみなされるため、裁決は行われません（法第51条第3項）。一方、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（行訴法第8条第2項第1号）、この場合、審査請求を棄却したものとみなされないため、支部審査会における審査は継続し、訴訟手続と並行して手続が進むことになります。

2 支部審査会とその機構

支部審査会は、委員3人をもって組織される合議制の機関です（法第52条、第55条第1項）。

(1) 委員

委員は、学識経験を有する者（医師、法律家及び行政経験者）のうちから支部長が委嘱します。任期は3年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）。再任は可。会長は委員の互選により決定します（法第55条第2項、第3項、第53条第3項ないし第6項、第54条第2項、第3項）。

(2) 参与

参与は、支部審査会に対し、事案の審理に際して意見を述べ、意見書を提出することができる者として、①地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者、②職員を代表する者から、それぞれ2人をあらかじめ支部長が指名します。任期は指名の日から2年（補欠の場合は残余の期間）経過後、新たに参与が指名されるまでです（業務規程第55条、第52条第2項、第53条、第54条）。

(3) 書記

支部審査会には会長の指揮を受けて庶務を整理する書記が置かれています（定款第19条）。

3 審査請求をすることができる処分

(1) 支部審査会に審査請求をすることができる処分は、支部長が行った補償に関する決定とされています（法第51条第2項）。そして、「補償」とは、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償（障害補償年金、障害補償一時金）、介護補償、遺族補償（遺族補償年金、遺族補償一時金）及び葬祭補償をいいます（法第25条第1項）。

(2) 審査請求をすることができる「補償に関する決定」を例示すると、次のようになります。

ア 公務外の認定

イ 通勤災害非該当の認定

ウ 療養補償の不支給決定

エ 休業補償の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限

オ 傷病補償年金の等級決定、傷病補償年金の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限

カ 障害補償の等級決定、障害補償の不支給決定又は重大な過失等による補償の制限

キ 遺族補償の受給権者の決定又は不支給決定

ク 葬祭補償の不支給決定

ケ 公務上の災害又は通勤災害該当と認定された事案の災害の原因が第三者の加害行為によるものであるときの補償の免責額決定

(3) 次に示すものは、支部審査会に対し審査請求をすることはできません。

ア 治癒認定の通知は、「補償に関する決定」には当たらず、審査請求はできません。

イ 「急性症状に限る」公務上災害の認定は、審査請求人に対する不利益処分に当たらず、審査請求はできません（上記認定に不服がある場合は、例えば、症状消退後であることを理由とした療

養補償請求不支給決定に対して審査請求を行うことが考えられます。)

ウ 福祉事業に関する決定は、「補償に関する決定」に当たらず、に対して審査請求はできません（上記決定に不服がある場合は、支部長に対し「不服の申出」を行います（P. 330 参照）。

4 審査請求人

審査請求をすることができる者は、支部長が行った補償に関する決定に不服がある者、すなわち、支部長が行った処分が違法又は不当であるため、直接自己の権利・利益が侵害されたとして、その処分に不服があり、かつ、審査請求により直接利益を得る者です（行服法第2条、法第51条第1項）。

具体的には、被災職員が生存していれば本人に、被災職員が死亡した場合は、遺族補償については特定の遺族に、葬祭補償については葬祭を行った者に審査請求人としての資格が認められます。

審査請求は、代理人によってすることができ、代理人は当該審査請求に関する一切の行為（ただし、取下げについては特別の委任が必要）についてすることができます（行服法第12条）が、審査請求に関する行為のうちの一部に限って代理人に権限を与えることはできません。

代理人の数について特に制限はありませんが、代理人が多数に及ぶ場合には、特定の者を代表者として選任しておくことをお願いしています。

5 審査請求の提起・承継・取下げ

(1) 審査請求の方式

審査請求は、行服法第19条で定められた所定の事項を記載した正・副2通の審査請求書を提出しなければなりません。口頭による審査請求は、法（第51条ないし第56条）に規定がなく、認められていません（行服法第19条第1項、行服法施行令第4条第1項）。

(2) 審査請求書の記載事項・様式例

審査請求書には、次の事項を記載しなければなりません（行服法第19条）。

審査請求書の様式例を P. 332～334 に示します。なお、行服法第19条で定める各要件が記載されていれば、縦書き・横書き・用紙等は自由です。

ア 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

支部審査会から送付する書面のあて先となります。住所又は居所には郵便番号、電話番号（連絡先）、住居表示による住所又は居所を正確に記載してください。

代理人により審査請求をするときは、代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先も記載します（この場合、別に審査請求人からの委任状を添付する必要があります。（3）イ参照）。

審査請求の審理中に住所等を変更した場合は、変更内容を書面により届け出てください。

審査請求書の氏名欄に押印の必要はありません（「押印を求める手続の見直し等のための総務省関係政令の一部を改正する政令」（令和3年2月15日政令第29号）第9条）。

イ 審査請求に係る処分の内容

支部長がした処分通知書にある、「○○○処分」という表示欄の記載のうち、取消しを求める部分について、そのすべてを記載します。

なお、当該処分を明らかにするため、審査請求書には、支部長の処分通知書の写しの添付を依頼しています。

ウ 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

支部長から処分通知書を受領した日になります。通常は、処分通知書が審査請求人の自宅に郵

送された「配達の日」が、その日に当たります。

エ 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「地方公務員災害補償基金東京都支部長が令和〇年〇月〇日付けで〇〇に対して行った「〇〇〇〇」という処分を取り消すとの裁決を求める。」とするのが一般的です。

なお、支部審査会は、直接、新たな処分や処分の変更を内容とする裁決をすることができないことから、「〇〇処分を取り消し、〇〇処分と認定するとの裁決を求める」とか「〇〇補償を支給するとの裁決を求める」といった裁決を求めることはできません。

オ 審査請求の理由

支部長が行った公務外認定処分・不支給決定処分等の取消しを求める理由を記載します。一般的には、①上記処分等が違法・不当である理由を法令等の規定や事実関係に基づき説明し、②「したがって、本件処分は違法・不当であるからその取消しを求める」となります。

審査請求書の欄内に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別書きにしてください。

カ 支部長（処分庁）の教示の有無及びその内容

「教示」とは、処分通知書における「この決定に不服がある場合には、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金東京都支部審査会に対して審査請求をすることができます。」との記載をいい、この内容をそのまま審査請求書に記載します。

なお、審査請求書に処分通知書の写しを添付した場合には、「別添支部長の処分通知書（写し）記載のとおり教示がありました。」と記載します。

キ 審査請求の年月日

審査請求書を支部審査会に直接提出する場合は提出日を、郵送する場合は当該郵便物を投函する日を記載します。

(3) 代理人による審査請求

ア 代理人による審査請求

審査請求は、代理人によってすることができます（行服法第12条第1項）。

代理人は、審査請求人のために、当該審査請求に係る一切の行為をすることができます。ただし、審査請求の取下げについては、別に特別の委任を受けた場合に限ってすることができます（行服法第12条第2項）。

イ 委任状の作成・提出・様式例

代理人によって審査請求をする場合は、その時点で、審査請求人名による委任状を1部作成し、審査請求書に添付しなければなりません。委任状の様式例をP.334に示します。

委任状の委任年月日は、審査請求日より前の日付けとなります。また、委任状には委任者（審査請求人）の自署又は押印が必要です。これらは、審査請求人が、審査請求などの重大な行為を自らの意思により他人（代理人）に任せたとを確認するためのものです。

ウ 代理人を解任した場合

審査請求の途中で、審査請求人が代理人を解任した場合には、審査請求人は代理人解任届を支部審査会に提出しなければなりません（行服法施行令第3条第2項）。

(4) 添付書類等

審査請求書の添付書類としては、前述の処分通知書（写し）のほか、理由書（審査請求の理由を別紙に述べる場合）、委任状（代理人により審査請求をする場合）があります。

なお、認定請求時に提出した書類等については、支部審査会が支部長に提出を求めることになり

ます。他方、審査請求人が、自らの主張を裏付けるため、審査請求人のみが所有する資料を提出する場合は、その写しを提出する必要があります。

添付書類等は、審査請求書の記載内容を補充するものとして、委任状以外は2通提出します。

(5) 審査請求期間

ア 審査請求期間

審査請求は、支部長の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければなりません（行服法第18条第1項本文）。

審査請求期間の満了日が土曜日、日曜日、国民の祝日等、支部審査会の執務日でない日に当たるときは、その翌日をもって満了するものと解されています（民訴第95条・民法第142条参照）。

「処分があったことを知った日」とは、社会通念上、被処分者が当該処分を了知し得べき客観的状态になった日と解されています。通常は、支部長が配達証明付郵便により被処分者あてに処分通知書を送付しますので、配達された日がその日に当たります。したがって、受領後放置し、又は返送したとしても、配達された日に処分があったことを知ったこととなります。

なお、処分通知書が郵送された場合は、被処分者が不在であったとしても同居する家族などが郵便物を受領すれば、到達したこととなります。

イ 郵送による審査請求

審査請求は、郵送で行う場合、発信主義が採用されています。そのため、郵送に要した日数は審査請求期間（3か月）に算入されません（行服法第18条第3項）。

したがって、審査請求書を投函した日（消印日）をもって「審査請求をした日」となります。特に、3か月満了日で発送する場合は、最寄りの郵便ポストに投函せず、郵便局の窓口に出し出し、発送を証明する方法をとっておくと発送日の証拠となります。

ウ 審査請求期間の例外

審査請求をしなかったことについて正当な理由があるときは、3か月を超えても審査請求をすることができます（行服法第18条第1項ただし書）。

また、これとは別に審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができません。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません（行服法第18条第2項）。

審査請求期間経過後に提出された場合であっても適法な審査請求とみなされる場合の「正当な理由」とは、審査請求期間内に審査請求を提起しなかったことについての社会通念上相当と認められる理由が必要です。例えば、行服法第82条に基づく教示がなされず、審査請求人が他の方法でも審査請求期間を知ることができなかつたような場合、あるいは誤って長期の審査請求期間が教示され、当該期間内に審査請求がされた場合などは、法定の審査請求期間を徒過したことの「正当な理由」になりますが、他方で法定の審査請求期間よりも短い審査請求期間を教示された場合には、その誤りをもって、法定の審査請求期間を徒過したことの正当な理由とはならないものとされます。

審査請求人の業務の繁忙、病気、出張などの事情は、上記の「正当な理由」には該当しないと考えられています。

(6) 審査手続の承継

審査請求人が死亡したときは、法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者（相続人等）は、審査請求人の地位を承継します（行服法第15条第1項）。

(7) 審査請求の取下げ

審査請求人は、支部審査会の裁決があるまでは、いつでも書面により審査請求の取下げができます（行服法第27条）。「裁決があるまで」とは、裁決書の謄本が送達されるまでをいいます。

審査請求人が自ら提出する取下書には、審査請求人の自署又は押印が必要です。また、代理人により取下書を提出する場合には、取下げのための特別の委任状を添付してください（行服法第12条第2項ただし書き。上記(3)ア参照）。

6 審理の手続

(1) 審査請求書の審査（形式審査）と審理手続の開始（受理）

ア 審査請求書が提出されても、行服法で定める「審査請求書の記載事項」に不備がある場合（記名・押印、理由の欠落、あて先不明等）には、受理されないことがあります。

このような記載事項に不備がある場合には、支部審査会は、直ちに審査請求人に対して、補正を命じることとなります（行服法第23条）。審査請求人が命令に従って補正すれば、当該審査請求は適法なものとして受理されることとなります。

イ 審査請求が形式要件を具備し、適法と認められるときは、これを受理し、審査請求人（代理人）、支部長、支部審査会委員及び参与に対して、受理の通知を行います。

(2) 処分の当否に関する調査審理（本案審理）

ア 審理関係人の主張や関係資料の収集と検討

審査請求人、支部長など審理関係人の主張を明らかにするため、書記は、提出された審査請求書、弁明書、反論書等のほか、会長の指示を受けて、必要に応じて関係資料の収集を行います。

○弁明書

支部審査会は、審査請求書を適法なものとして受理後、支部長に対し、審査請求書（副本）を送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとします（行服法第29条第2項）。

審査請求書（副本）の送付を受けた支部長から、支部審査会が定めた相当の期間内に弁明書の提出があったときは、その副本を審査請求人及び参加人に送付します（行服法第29条第5項）。

○反論書

支部長から提出された弁明書（副本）に対し、審査請求人（参加人）は支部審査会が定めた相当の期間内に反論書（参加人の場合は「意見書」）を提出することができます（行服法第30条第1項及び第2項）。この場合、正本のほか、反論書副本は当該反論書を送付すべき参加人及び処分庁の数に相当する部数を、意見書副本は当該意見書を送付すべき審査請求人及び処分庁の数に相当する部数を、提出します（行服法施行令第7条）。

反論書・意見書の提出があったときは、支部審査会は、その副本を参加人及び支部長（「意見書」については審査請求人及び支部長）に送付します。

都支部審査会の場合、同期間内に反論書又は意見書の提出がない場合には、反論書又は意見書の提出がないものとして審理を進めることとしています。

なお、審査請求人から、支部審査会に、書面により反論書の提出期間延長の申立てがあった場合、延長理由と延長期間を審査し、相当であれば必要な範囲での延長を承認しています。

○再弁明書・再々弁明書及び再反論書・再々反論書

上記(2)と同様に反論書（副本）又は意見書の送付を受けた支部長から、再弁明書が提出された場合には、支部審査会は、その副本を審査請求人及び参加人に送付します。そして、上記(3)と同

様に審査請求人（参加人）は、これに対し、再反論書（意見書）を提出することができます。以降も、同様に手続は、繰り返すことになります。

イ 支部審査会による調査（証拠調べ）

○法第 60 条の調査権

支部審査会は、審査のために必要があるときは、審査請求人又はその関係人に対して、一定の報告、文書又はその他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができることとされています（法第 60 条第 1 項）。

○参考人による陳述又は鑑定

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、相当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができます（行服法第 34 条）。

○物件の提出要求

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めその物件の提出を求め、留め置くことができます（行服法第 33 条）。

○検証

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができます（行服法第 35 条）。

○質問

支部審査会は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、質問することができます（行服法第 36 条）。

○証拠書類等の提出

審査請求人又は参加人は、支部審査会に証拠書類又は証拠物を提出することができます（行服法第 32 条第 1 項）。

証拠書類等は、反論書や意見書の主張を裏付けるものですから、その写しを反論書・意見書の提出部数と同じ数提出します（上記ア参照）。

なお、支部長も、当該処分理由となった事実を証する書類その他の物件を支部審査会に提出することができます（行服法第 32 条第 2 項）。

○証拠書類等の閲覧等

審査請求人又は参加人は、支部長から支部審査会に提出された書類その他の物件について閲覧又は写し等の交付を求めることができます。この場合、支部審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができません（行服法第 38 条第 1 項）。

なお、本件でいう「閲覧請求権」は行服法に基づくものであり、情報公開制度とその根拠を異にするものです。

ウ 口頭による意見陳述

審査請求の審理においては、審査請求人又は参加人による申立てがあったときは、支部審査会は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません（行服法第 31 条第 1 項）。

これは、書面では十分に意を尽くせなかった審査請求人又は参加人に、口頭で意見を陳述することによって内容を補完する機会を付与し、その権利・利益を保障しようとするもので、書面審

理主義の例外として位置づけられています。

口頭意見陳述は、全ての審理関係人（審査請求人、参加人、支部長（処分庁の職員））を招集して行われ、申立てを行った審査請求人又は参加人は支部審査会の許可を得て、支部長（処分庁の職員）に対し質問を発することができます。

支部審査会は、審査請求人又は参加人から口頭意見陳述の申立てがあった場合には、申立人と日程を調整し、全ての審理関係人に文書で開催日時を通知しています。

なお、口頭意見陳述には、委員、参与、審査請求人、参加人及び支部長（処分庁の職員）のほか書記及び速記者が出席します。

エ 審理手続の終結

支部審査会は、必要な審理を終えたと認めるときは、事案に対する審理手続が終結したことを委員の間で確認し、審査請求人、参加人及び支部長にその旨を通知します（行服法第41条）。

オ 支部審査会による裁決書審理

7 裁 決

(1) 裁決とは

支部審査会は、審理の結果として、委員の合議により裁決を行います。

裁決は「却下」・「棄却」・「取消し（全部、一部）」の3種類に区分されます。

(2) 却下の裁決（いわゆる「門前払い」）

却下の裁決は、審査請求が、①法定期間経過後になされたものであるとき、②補正命令に応じなかったとき、③審査請求の対象外の事項であるとき、④審査請求をする資格のない者がしたとき、⑤処分が存在しないとき、⑥審査請求の利益がなくなっているとき、に本案の審理を拒絶する判断です（行服法第45条第1項、第24条第1項、第2項を参照）。

(3) 棄却の裁決（処分の是認）

棄却の裁決は、審査請求が理由がない、つまり支部長が行った処分を取り消す理由は認められないと判断したときに行われます（行服法第45条第2項）。

なお、処分が違法又は不当ではあっても、当該審査請求を認容することが公共の福祉に適合しないと判断される場合は、棄却の裁決ができるとされ、この場合、支部審査会は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければなりません（行服法第45条第3項）。

(4) 取消しの裁決（請求の認容）

取消し（認容）の裁決は、審査請求が理由がある、つまり、支部長が行った処分を取り消す理由が認められると判断したとき、当該処分の全部又は一部を取り消すものです（行服法第46条）。

なお、支部審査会は、支部長の上級行政庁（行政組織・行政手続において上位にある行政庁で、その行政目的のため、当該行政事務に関し一般的・直接的な指揮監督権限を有するもの）ではないので、補償に関する決定を「変更する裁決」はできません（行服法第46条第1項ただし書）。

(5) 裁決の方式及び効力

裁決は、主文、事案の概要、審理関係人の主張の要旨及び理由が記載された裁決書により行われます（行服法第50条第1項、法第54条第3項、第55条第1項、第3項）。

裁決は、審査請求人に裁決書（謄本）を送達することによって、その効力が生じます（行服法第51条第1項、第2項）。

裁決は、裁決書（謄本）が送達を受けるべき者に送付され、その者が知り得べき状態に置かれた

ときに送達されたものとされ、通常は配達証明付郵便の配達日がこれに当たります。

なお、裁決書（謄本）は、参加人及び支部長（処分庁）に対しても送付されます（行服法第51条第4項）。

(6) 裁決の拘束力

裁決は、「補償に関する処分（決定）」を行った支部長を拘束します（行服法第52条第1項）。

原処分が支部審査会の裁決で取り消された場合、支部長は、その裁決の趣旨に従い、改めて補償に関する決定をしなければなりません（行服法第52条第2項）。

8 審査請求の効果

審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては裁判上の請求とみなされます（法第51条第4項）。したがって、審査請求をした場合は、補償を受ける権利の消滅時効は、完成しません。時効は、裁決が確定したときから新たに進行します（民法第147条第2項）。ただし、審査請求の却下の裁決又は取下げがあった場合は、裁決により権利が確定しないので、時効の完成猶予の期間は審査請求の終了の時から6か月を経過するまでとなります（民法第147条第1項括弧書き）。

なお、審査請求が提出されても、処分の効力、処分の執行又は手続の続行は妨げられません（行服法第25条第1項）。

第3 本部審査会に対する再審査請求

1 再審査請求の根拠と審査機関

支部審査会の裁決に不服がある審査請求人は、さらに本部審査会に対して再審査請求をすることができます（法第51条第2項）。

本部審査会は、支部審査会と同じく合議制の機関です。委員は6人で、学識経験を有する者のうちから基金理事長が委嘱し、会長は委員の互選により決定します（法第53条第1項、第2項、第5項）。

なお、本部審査会は、審理の迅速化等を図るため、再審査請求の事件の取扱いに当たっては2部制を採用し、委員を3人ずつの2合議体に分けて事案審理をするとされています（法第53条の2）。

2 再審査請求の対象と再審査請求人

(1) 本部審査会に再審査請求をすることができる処分等は、次のとおりです（行服法第6条、法第51条第2項）。

- ①支部審査会による棄却の裁決に係る支部長がした補償に関する決定
- ②支部審査会による却下又は棄却の裁決（「原裁決」といいます。）

(2) 再審査請求ができる者は、支部審査会の裁決に係る審査請求人又は承継人です（法第51条第2項、行服法第66条、第6条第1項、第15条第1項）。

3 再審査請求手続と審理手続

再審査請求期間は、審査請求期間が3か月以内であるのに対し、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して、1か月以内とされています（行服法第62条）。

本部審査会は、再審査請求を受理したときは、支部審査会に対して裁決書の送付を求めるものとされています（行服法第63条）。

また、審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても支部審査会による裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなして、審査会に対して再審査請求をすることができます（この場合、支部審査会は棄却したものとみなされるため、審査請求に対する裁決は行われません（P.319「1 地方公務員災害補償制度と審査請求」参照））。

その他の審理手続は、弁明書、反論書等の書面による主張のやりとりがないこと以外は、おおむね支部審査会の審理手続と同様です（行服法第66条）。

第4 訴訟の提起

1 訴訟提起の対象となる処分等

裁判所に取消訴訟をすることができる処分等は、次のとおりです（法第56条、行服法第45条、第64条、行訴法第3条第2項、第3項、第8条第1項ただし書）。

- ① 支部審査会による棄却の裁決に係る支部長がした補償に関する決定

支部審査会に対して審査請求をすることなく、裁判所に対して支部長の補償に関する決定の取消訴訟を提起することはできません。

- ② 支部審査会による却下又は棄却の裁決
- ③ 本部審査会による却下又は棄却の裁決

2 訴訟を提起できる者と取消理由の制限

(1) 上記の決定又は裁決を不服としてその取消しを求めて訴訟を提起できる者は、当該決定又は裁決の取消しを求めることについて法律上の利益を有する者に限られます（行訴法第9条）。

したがって、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由としてその取消しを求める訴訟を提起することはできません（行訴法第10条第1項）。

なお、行訴法第9条の規定及び行服法第52条の規定（P. 327「(6)裁決の拘束力」参照）で明らかのように、取消しの裁決を受けた支部長は当該取消裁決について訴訟を提起することはできません。

(2) 行訴法は、第10条第2項で「処分（法の場合では、支部長の補償に関する決定。以下同じ。）の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。」と規定しています。

3 出訴期間

審査請求人が裁決を不服として取消訴訟を提起する場合は、正当な理由があるときを除き、支部審査会又は本部審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（行訴法第14条第3項、第7条、民事訴訟法第95条第1項、民法第140条）。

ただし、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが可能です（この場合、審査請求を棄却したものとはみなされないため、支部審査会における審査が継続されます（P. 319「1 地方公務員災害補償制度と審査請求」参照）（行訴法第8条第2項第1号））。

また、再審査請求をした場合には、審査会の裁決を経る前にも同様に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 管轄裁判所

取消訴訟の管轄裁判所は東京地方裁判所となります（定款第2条、行訴法第12条第1項、裁判所法第24条、第33条第1項）。

第5 福祉事業の決定に対する不服の申出

休業援護金の支給や障害特別支給金の支給のような、基金が行う被災職員に対する療養生活の援護等は「福祉事業」とされており（法第47条、規則第38条）、補償のように法定の権利として認められていないため、福祉事業の実施に関する支部長の決定は行政処分に該当せず、行政不服審査制度による審査請求をすることはできません。しかし、福祉事業が権利のように運用されている状況を考慮し、受益者の保護と実施機関における公正、迅速な実施の確保を図るため、支部長の福祉事業の決定に不服の申出があった場合の取扱いについて、理事長通知（昭51.6.10付地基審第30号）が定められています。

以下、福祉事業に対する不服の申出とその手続の概要を理事長通知に基づき説明します。

1 不服の申出

福祉事業の決定に対する不服の申出は、福祉事業の決定に不服のある者が当該決定を行った支部長に対して行うことができます。

この申出は、支部長が行った福祉事業の決定を、職権で変更又は取り消すことを求めるものであって、申出に対して支部長が決定又は裁定をすることを求めるものではありません。

(1) 申出ができる者

この申出ができる者は、福祉事業の決定に不服のある者であり、具体的には、その決定を受けた者のみです。

(2) 申出の対象となる事項

具体的には、福祉事業の不支給、金銭給付に係る福祉事業の金額、アフターケアの実施におけるその範囲等の決定となります。

(3) 申出の期間

福祉事業の決定は、行政処分ではないため、申出についての特段の期間的制限はありません。

2 申出の方式

申出は、申出をする者の氏名及び住所並びに申出の趣旨・理由及び年月日等を記載し、押印した書面を提出します。

(1) 申出は、紛議を避けるため、書面によることとされています。

(2) 申出書の記載事項

- ・申出者の氏名、住所、被災職員との続柄又は関係
- ・被災職員の被災当時の所属部名及び職名
- ・福祉事業の決定の要旨及び通知の年月日
- ・申出の趣旨及び理由
- ・申出の年月日

申出書の記載事項について、支部長が自ら補正できないものについては、適宜補正を求めるべきであるとされています。

(3) 申出は、代理人によってすることもできますが、この場合には、代理人の資格及び代理権の範囲について、書面で証明を求めておくべきであるとされています。

3 申出の審査

申出の審査は、書面によります。ただし、申出者の申立てがあったときは、支部長は、申出者に口頭で意見を述べる機会を与えるものとされています。

(1) 審査は、簡易迅速を旨として、書面審査とされています。したがって、審査は公開されていません。

申立てにより、口頭で意見を述べる機会を与えることとしているのは、申出者に申出の趣旨及び理由を口頭で説明させる機会を与えることによってこれらを明確にしようとするものです。

(2) 支部長は、審査のため、必要があれば、申出者、その他の関係者の協力を得て、これらの者に質問をし、報告を求め、証拠書類の提出を求め、又は実地調査を行うことができます。

(3) 申出の性質上、審査の期間は設けていません。

4 申出の審査の結果の措置

(1) 支部長は、申出に理由がないと認めるときは、その旨及び理由を書面で申出者に通知します。

これは、申出の却下又は棄却の処分ではなく、既になされた福祉事業の決定を事実上確認するというものです。したがって、この行為について、更に不服の申出をすることはできません。

(2) 支部長は、申出に理由があると認めるときは、その申出に関し適切な措置をとります。

適切な措置とは、申出に係る福祉事業について、既にされた決定の変更又は取消しであって、福祉事業について新たに決定を行い、決定通知書によって申出者に通知することになります。

通知書には、既にされた決定を取り消す旨、その他新旧の決定の関係や所要の調整措置の内容等が記載されます。

なお、この新たな決定については、更に不服の申出をすることができます。

(3) 申出は、支部長にその権限の属する福祉事業の決定に関して、処理の適否を見直させるという意味のものであり、見直しの結果、申出者が主張していない事項について不当な点が見出されて、新たな決定が申出者にとって不利なものとなっても、やむを得ないものであって、いわゆる不告不理の原則・不利益変更の禁止は、適用されません。

5 その他

(1) 支部長は、福祉事業の決定の通知をするに当たっては、当該福祉事業の決定通知書の枠外下方に、福祉事業の決定に不服がある場合には、支部長に対して不服の申出ができる旨を付記し、通知します。

この付記は、福祉事業の決定に不服があれば申出ができることを示し、申出の活用を図らせるために行うものであって、行服法による教示ではありません。

(2) 支部長は、申出があったときは、直ちに書面で理事長に報告し、申出の審査の結果の措置についても、書面で理事長に報告しなければならないとされています。

申出の報告は、申出書の写し、既になされた福祉事業の決定の概要を記載した書類を添付し、措置状況の報告に際しては、申出に理由があるときの新たな決定通知書の写し、申出に理由がないときの申出者に対する通知書の写しを添付することとされています。

<様式例① 審査請求人本人が提起する場合の審査請求書>

B 3 Ó i

Q ° V ¥ _____

①

②

BÓ ? _____

¶ i _____

③

④

Q ° V ¥ _____

B

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

- d B 30 B0 M
- d V R D B
- d
- d
- d
- B

(様式例② 代理人により提起する場合の審査請求書)

審 査 請 求 書	
	令和____年____月____日
地方公務員災害補償基金 東京都支部審査会会長 殿	
審査請求人	〒____—____
住所又は居所	_____
氏 名	_____
上記代理人	〒____—____
住所又は居所	_____
氏 名	_____

下記 1 の処分について、不服があるので審査請求します。

- 1 審査請求に係る処分の内容
地方公務員災害補償基金東京都支部長が 令和____年____月____日付けで行った
「_____」という処分
(「 」内には、別添支部長の処分通知書(写し)に記載された処分を記載してください。)
- 2 審査請求の趣旨
「上記 1 に記載した処分を取り消す。」との裁決を求めます。
- 3 審査請求の理由
別紙「審査請求の理由書」のとおり
(支部長の判断に違法または不当な点があると考ええる理由(例: 処分理由書に記載された○
○という点が事実と異なる)を、具体的に記載してください。)
- 4 当該処分があったことを知った日
令和____年____月____日
(郵便の場合は、配達された日となります。)
- 5 処分庁の教示の有無及びその内容
別添支部長の処分通知書(写し)に記載のとおり教示がありました。
- 6 添付書類等
 - (1) 委任状
 - (2) 処分通知書(写し)
(送付された処分通知書の全部の写しを提出してください。)
 - (3) 審査請求の理由書
 - (4) その他

※ 本様式は代理人による審査請求の場合です。次頁の「委任状」が必要になります。

※ 下線部にそれぞれ必要事項を記入してください。

※ 提出にあたっては、A4判(本紙と同形)のものを2部作成してください。

※ 証拠書類等を提出する場合は、写しを2部提出してください。(なお、返還はいたしません)

※ 証拠書類等の原本は、別途確認のため提出をお願いする場合がありますので、お手元で保管してください。

(様式例③ 代理人により提起する場合、審査請求書に添付する委任状)

委 任 状

私は、下記1の者を代理人と定めて、下記2の権限を委任します。

記

1 代 理 人

住所又は居所 〒 _____

氏 名 _____

(審査請求人との関係 _____)

2 委任する権限

私が、令和_____年_____月_____日付けで提起した審査請求に関する一切の権限

令和_____年_____月_____日

審 査 請 求 人

住所又は居所 〒 _____

氏 名 _____ 印

※ 下線部にそれぞれ必要事項を記入してください。

※ 提出にあたっては、A4判（本紙と同形）のものを1部作成し、押印してください。

※ 委任状の年月日は、審査請求書記載の年月日と同じ日か、それ以前の日としてください。委任状の年月日が審査請求書記載の年月日以降である場合は、その日から代理人としての効果が生じることになります。